

# 平成31年度 えびの市保育料

# 【金額は月額表示】

# ※ひとり親等世帯

幼稚園等保育料  
(幼稚園及び認定こども園の1号認定者)

保育所等保育料  
(認可保育所及び認定こども園の2号・3号認定者)

(単位:円)

※標準は保育標準時間(11時間)認定、短は保育短時間(8時間)認定

(単位:円)

国階層区分		市階層区分		国基準	市基準
第1	生活保護世帯	生活保護世帯	第1	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税世帯(母子等)	第2	0	0
	市町村民税均等割のみ	市町村民税均等割のみ世帯	第3		0
第3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	市民税所得割5,000円未満	第4	3,000	3,000
		5,000円～48,600円未満	第5		3,000
		48,600円～57,700円未満	第6		3,000
		57,700円～60,000円未満	第7		3,000
第4	市町村民税所得割課税額111,201円以下	57,700円～77,101円未満	第8	3,000	3,000
		77,101円～88,000円未満	第9		13,000
		88,000円～97,000円未満	第10		14,700
		97,000円～133,000円未満	第11		16,300
第5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	133,000円～169,000円未満		20,500	17,100
		169,000円～211,300円未満			17,100
		211,300円～256,000円未満	第12		17,100
		256,000円～301,000円未満			17,100
第5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	301,000円～397,000円未満		25,700	17,100
		397,000円以上	第13		22,400

国階層区分	市階層区分	3歳未満国基準		3歳未満市基準		3歳以上国基準		3歳児市基準		4歳以上市基準										
		標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短									
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	9,000	9,000	市町村民税均等割のみ世帯	第3	5,800	5,650	6,000	6,000	5,300	5,200	5,300	5,200							
				市民税所得割5,000円未満	第4	7,300	7,150			6,000	6,000	6,000	6,000							
				5,000円～48,600円未満	第5	8,150	8,000			6,000	6,000	6,000	6,000							
第4	市町村民税所得割課税額97,000円未満	9,000	9,000	48,600円～57,700円未満	第6	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000							
				57,700円～60,000円未満	第7	9,000	9,000			6,000	6,000	6,000	6,000							
				60,000円～77,101円未満	第8	9,000	9,000			6,000	6,000	6,000	6,000							
				77,101円～88,000円未満	第9	30,000	29,600			24,300	23,800	27,000	26,600	22,900	22,500	22,900	22,500			
88,000円～97,000円未満	第10	28,500	28,000	26,500	26,000			26,000	25,500											
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	44,500	43,900	97,000円～133,000円未満	第11	32,600	32,000	41,500	40,900	31,000	30,400	29,000	28,500							
				133,000円～169,000円未満	第12					39,400	38,700	33,000	32,400	30,600	30,000					
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	61,000	60,100	169,000円～211,300円未満	第13	46,000	45,200	58,000	57,100	33,400	32,800	30,600	30,000							
				211,300円～256,000円未満										第14	48,500	47,600	33,400	32,800	30,600	30,000
				256,000円～301,000円未満																
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	80,000	78,800	50,000	49,100	77,000	75,800	33,400	32,800	30,600	30,000									
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	104,000	102,400	65,000	63,800	101,000	99,400	43,800	43,000	40,100	39,400									

- えびの市在住の方の保育料については、太字で記載してあります。
- 保育料の年齢は、平成31年4月1日現在の満年齢を基準にして計算します。(年度の途中で誕生日を迎えても変更なりません。)
- 平成31年4月～8月までは、平成30年度の市民税額で算定し、平成31年9月～平成32年8月までは、平成31年度の市民税額で算定します。(父母それぞれの合計額で階層判定を行いますが、父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者も含めます。)
- 上記の保育料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。
- 新制度に移行しない幼稚園については、各幼稚園が設定する保育料になります。
- 新制度に移行する幼稚園等については、その保護者に対する幼稚園就園奨励費補助金の適用はありません。
- ひとり親世帯、在宅の障がい児(者)がいる世帯又はその他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)の保育料については、国基準(減免規定の取扱い)どおりとします。
  - 1号、2号及び3号認定の保育料について、ひとり親世帯等の市町村民税所得割合算額が、77,101円未満である場合は、第2子以降が無料になります。
- 多子世帯の保育料の軽減については(兄弟姉妹で施設を利用する場合) 国基準どおりとします。
  - 1号認定の場合については、幼稚園年少の3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合は、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。
  - 2号及び3号認定の場合については、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の場合は、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。
  - 第3子以降の保育料について、国基準では無料にならない場合は、市独自施策により、無料となります。
- 「国基準」とは、国が定めている保育料で、「市基準」とは、保護者の方の負担軽減を図るために国基準よりも低く、市独自で定めている保育料で、「国基準」と「市基準」の差額は、市の財源で補填をします。